

## 障害者等の緊急時における制度外支援事業概要

### ○ 制度外支援事業について

障害のある方ご本人やその家族、支援者の方の緊急時（通常の支援体制が機能しない状況）に、ご本人様が普段利用しているヘルパー事業所や通っている事業所が、見守りや預かり等本来の福祉サービス等の対象にならない支援を行った際に、支援を行った事業所に対して一定の費用を市から支払います。

### ○ 緊急時とは

例えば、同居している家族が急に入院して、ご本人様を支援する人がいなくなった場合で、通常のサービスでは対応出来ない場合等、通常の支援体制が機能出来ない状況を想定しています。

### ○ 事業所について

普段からご本人様に対して、障害福祉サービス等の提供を行っている事業所が支援を行った際に対象となります。

### ○ 対象になる支援について

障害福祉サービス等の福祉サービス制度の対象外で、事業所内でご本人様を預かった場合やご本人様の居宅内での見守り等による支援が対象となります。

### ○ 費用について

最初の1時間まで2,000円以降1時間まで毎に1,000円を支払い、1日あたりの費用の総額は8,000円までになります。なお、入浴、食事、排泄などの身体介護が発生した場合は3,000円を加算します。

なお、費用の対象となるのは、原則事案発生から2日目までの支援となります。

### ○ 手続きについて

緊急時にこの制度の利用見込みのある方は、事前に「緊急時支援に関する計画書」を作成し、各支援者の役割を整理してください。

実際にこの事業を利用する場合は、「緊急時支援に関する概要書」を作成して計画書と一緒に市に提出してください。支援が終了した後は、14日以内に「緊急時支援に関する実施報告書」を請求書と費用明細書と一緒に市に提出し、費用の請求をしてください。